



平成26年度補助金等交付申請書

平成27年 2月 27 日

函館市長 様

住 所 函館市本町33番2号  
氏 名 社会福祉法人 函館厚生院  
理事長 高田 竹人



事業名 結核予防事業

上記の事業に関し補助金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業の目的及び概要

施設入所者の健康管理のため結核予防検診を実施し、その費用を補助金交付して  
いただきたい。

2. 事業の着手及び完了年月日

着手 平成26年 4月 1日

完了 平成27年 2月 25日

3. 補助金等交付申請額 金 19,880 円

(余白の部分に次の事項を記載)

- 1. 電話番号
- 2. 銀行の名称
- 3. 口座番号
- 4. 口座名

事業精算書

事業名 結核予防事業

収入の部

款	項	科目	予算額		精算額	内 訳		備 考
			当初	更正後の額		収入済額	収入未済額	
その他事業収入 介護福祉施設 介護料収入	補助金収入 介護報酬収入		円	円 19,880	円 19,880	円 174,520	円 19,880	
				円 174,520	円 174,520			

支出の部

款	項	科目	予算額		精算額	内 訳		備 考
			当初	更正後の額		支出済額	支出未済額	
直接介護費	保健衛生費		円	円 194,400	円 194,400	円 194,400	円	

上記の通り精算したことを証明します。

平成27年 2月 25日

補助事業者等

社会福祉法人 函館厚生院  
理事長 高田 竹人  
(特別養護老人ホーム ももハウズ)

- 注
- この様式には、当該補助事業等に要した経費のみを記載すること。
  - 「科目」欄の区分は、標準を示したものであり、補助金等の交付を受けた者における通常の予算及び決算の区分がこれと異なるときは、それぞれ補助事業者等の区分に従い記載して差し支えないこと。
  - 「予算額」欄のうち、「更正後の額」欄には最後の更正後の額を記載すること。
  - 「収入未済額」及び「支出未済額」欄には債務が確定している額を記載し、かつ、債務者の住所氏名を「備考」欄に記載すること。

事業実績書

設置者(法人)名 社会福祉法人函館厚生院

学校(施設)区分 特別養護老人ホーム

法人代表者職・氏名 理事長 高田 竹人

学校(施設)名 特別養護老人ホームももハウス

法人所在地 函館市本町33番2号

学校(施設)長名 施設長 佐藤 章二

学校(施設)所在地 函館市赤川町390番地の2

実施区分		入学 (許可) 定員	対象 人数	受診 人数	レンズ カメラ	70mm ミカワ	100mm ミカワ 及び直接撮影	その他の検査	
対象区分									
補助対象	学校								
	高校								
	大学								
	その他								
	施設						60		
	*65歳以上の 収容(入所)者	60	60	60					
補助対象外	教職員	/	/	/	/	/	/	/	/
		/	/	/	/	/	/	/	/
		/	/	/	/	/	/	/	/
実支出額		/	/	/	/	/	194,400	/	/
補助対象	人数	/	/	/	/	/	60	/	/
	金額	/	/	/	/	/	194,400	/	/
基準算定額	単価	/	/	/	447	470	497	/	/
	金額	/	/	/			29,820	/	/

※ 65歳に達する日の属する年度にある者を含む。

補助申請額の算出	総事業費	寄付金その他 収入	差引額	対象経費の実 支出額	基準算定額	補助基本額 c,d,eのいずれ か低い額	補助申請額
	a	b	a-b=c	d	e	f	$f \times \frac{2}{3}$
	194,400	0	194,400	194,400	29,820	29,820	19,880

- 注1 この様式は、結核予防事業に要した経費に係る補助金の交付を申請する場合に使用すること。  
 2 「補助対象外」の欄は、補助対象外となる教職員や、入学した年度以外の学生・生徒等に対して同時に健康診断を施行した場合などで、総事業費と補助対象経費が異なる場合のみ記載すること。  
 3 「学校(施設)区分」欄には、次の表から当てはまるものを記入すること。

大学	高等学校	高等専門学校	専修学校	各種学校
救護施設	更生施設			
養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	軽費老人ホーム		
身体障害者更生施設※1	身体障害者療護施設※1	身体障害者授産施設※1		
知的障害者更生施設※2	知的障害者授産施設※2	知的障害者通勤寮※2		
婦人保護施設	障害者支援施設			

※1 障害者自立支援法附則第41条第1項の規定により、従前の例により運営することができるとされた施設  
 ※2 障害者自立支援法附則第58条第1項の規定により、従前の例により運営することができるとされた施設